

那覇市生活支援訪問型サービス実施要領 (訪問型サービス・活動 A)

(令和 7 年 2 月 13 日ちやーがんじゅう課長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、那覇市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成 29 年 4 月 1 日施行。以下「要綱」という。）第 25 条の規定に基づき、第 7 条別表 1 に規定する訪問型サービス・活動 A（生活支援訪問型サービス）（以下「サービス」という。）の実施に関して、要綱及び那覇市旧介護予防訪問介護相当サービス及び訪問型サービス A の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱（平成 29 年 4 月 1 日施行。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(サービスの目的)

第 2 条 生活支援訪問型サービスの対象者が、生活支援サービスを受けることによって、自立した日常生活を送れるようになること及び、要綱第 7 条別表 1 に規定する訪問型サービス・活動 B（以下「地域支えあい訪問型サービス」という。）等による生活支援の移行へ向けて状態が回復することを目的とする。

(基本方針)

- 第 3 条 サービスの提供にあたっては、介護予防が、単に高齢者の運動機能や栄養改善と言った特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの心身機能の改善や環境調整等を通じて、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われることに留意する。
- 2 介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取り組みが不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努める。
 - 3 サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービス依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するようなサービスを提供しないよう配慮する。
 - 4 提供されたサービスについては、訪問型サービス・活動 A の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した個別計画（以下「訪問型サービス・活動 A 計画」という。）に定め、目標の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図らなければならない。

(対象者及び対象者の状況等)

第4条 対象者及び想定される対象者の状況等は次の各号のとおりとする。

(1) 対象者

介護予防ケアマネジメント等において身体介護が不要であり生活支援訪問型サービスの利用が自立支援に資すると判断された者で、次に掲げる者とする。

ア 居宅要支援被保険者

イ 事業対象者（介護保険法施行規則第百四十条の六十二の四第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 197 号）に定める基準（基本チェックリスト）に該当する第1号被保険者をいう。

(2) 対象者の状況等

ア 身体介護を含まない、調理、掃除、買い物代行等の生活援助が必要な者（減塩食等の制限食の調理は含まない。）

イ 訪問型従前相当サービス（旧介護予防訪問介護相当サービス）の対象者以外であり、指定事業者による生活支援サービスを利用することで自立した生活を送れる者

(サービスの内容)

第5条 サービスの内容は生活援助サービスとする。生活援助とは掃除・洗濯・調理などの日常生活の援助とし、具体的な内容は「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日老計第10号）の生活援助の区分の範囲内とする。

(実施方法)

第6条 実施方法は、要綱第8条第1項第1号に規定する指定事業所（以下「事業者」とする）により実施する。

(個別計画の作成)

第7条 サービス事業責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問型サービス・活動A計画を作成するものとする。

(サービス提供の頻度)

第8条 あらかじめ、地域包括支援センター等による適切なアセスメントにより作成された介護予防ケアマネジメント計画において、サービス担当者会議等によって得られた専門的見地からの意見等を勘案して1週当たりのサービス提供頻度を位置付ける。提供の頻度は、要綱第25条の規定に基づき第7条別表1のとおりとする。

(サービスの提供時間)

第9条 1回あたりのサービス提供時間については、介護予防ケアマネジメント計画において設定された生活機能向上に係る目標の達成状況に応じて必要な程度の量を生活支援訪問型サービス事業者が作成する訪問型サービス・活動A計画書に位置付けることとするが、原則的には1回あたりのサービス提供時間は60分程度とする。

(サービスの従事者)

第10条 サービスの従事者は訪問介護員又は、市が実施する研修や同様の研修（以下「一定の研修等」という。）を修了した者とする。

(同居家族がいる場合の生活援助)

第11条 対象者の介護予防ケアマネジメント計画を作成する地域包括支援センターの職員等は、同居家族がいる場合の生活援助について、対象者及び同居家族の状況をアセスメントしその必要性を十分に検討すること。

2 前項での検討の結果その必要性が確認されたときは、地域包括支援センターはチャージンじゅう課長宛に「総合事業利用者における同居家族がいる場合の生活援助確認書（様式1）」を提出すること。

(回数や提供時間の変更)

第12条 サービス提供の時間や回数については利用者の状態の変化、目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更されるべきものであって、当初の訪問型サービス・活動A計画における設定に必ずしも拘束されるべきものではなく、目標が達成された場合は、新たな課題に対する目標を設定し改善に努めること。その際には、介護予防ケアマネジメント計画との関係を十分に考慮し、地域包括支援センター等と十分な連携を取ること。

(事業費の額)

第13条 サービスの事業費は、要綱第10条の別表2別紙1に規定する額とする。

(利用者負担)

第14条 サービス利用にあたっての利用者負担は、前条の事業費の額の100分の10に相当する額とする。ただし、サービスの利用者が、第一号被保険者であって法第59条の2に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額以上である場合にあっては、100分の20に相当する額とする。

(使用する様式)

第15条 使用する様式は次のとおりとする。

(1) 総合事業利用者における同居家族がいる場合の生活援助確認書(様式1)

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年5月19日から施行する。

付 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。